

各種技能講習等のご案内 R7年11月~R8年4月

(富良野地域人材開発センター会場)

◎会 場 いずれの講習も富良野地域人材開発センターで行います。 住所 富良野市西麻町1番1号 電話 0167-22-2619

◎申込方法 申込書は人材開発センター窓口に用意してありますが、教習機関によっては HP よりダウンロードできますのでまずは事前に電話を下さい。

◎申込締切 講習開始日の2週間前、又は定員に達し次第締め切りますのでご了承下さい。※早めのお申し込みをお勧めいたします。

(著しく定員に満たない場合は中止にする場合がございますのであらかじめご了承下さい。)

◎申込時に 受講申込書、印鑑(訂正用)、ご本人を証明できるもの(自動車運転免許証もしくは3ヶ月以内に発行した住民票)、受講料

必要な物 免除コース希望の方は該当する技能講習の修了証、証明写真(<u>PCT2 枚 縦3 cm×横2.5 cm</u> <u>キャタ1 枚 縦4 cm×横3 cm</u>)

◎キャソセル いかなる理由においても受講当日のキャンセル及び講習途中欠席については返金できません。※連絡は平日の 9 時~17 時まで

◎講習時間 講習時間は学科・実技ごとに下記表に記載しておりますが試験時間は含まれておりません。※講習初日に教習機関より時間割明示

◎集合時間 PCT→午前8時 キャタ→午前8時30分

区	集合時間 PCT→午前 8 時 キ 講習名	・ャタ→午前 8 時 30 g 講 習日	受講料 円 (テキスト・税込)	<u>.</u>		講習時間 h		委託	
分				受講資格	定員	数数	学科	実技	教習 機関
	車両系建設機械(整地等) 運転技能講習 (北労安教第 318 号)	R7. 11. 20~21 R8. 2. 27~28	48, 000	 大特免許所有者(経験不要) 不整地運搬車運転技能講習修了者 普通・中型・大型免許を有し、3t未満の小型車両系特別教育修了後、3ヶ月以上の実務経験者(注事業主証明と特別教育修了証及び使用機械の特定自主検査記録表が必要) 	10	2	9	5	1300 (300)
	玉掛け技能講習 (北労安教第 321 号)	R7. 12. 8~10 R8. 2. 24~26	27, 000	クレーン関係の運転士免許所有者又は技能講習修了者	10	3	9	6	
			32, 000	15H に該当しない方(ただし、満 18 歳以上の方)			12	7	
	小型移動式クレーン 運転技能講習 (北労安教第 322 号)	R7. 12. 11~13 R8. 3. 4~6	49, 000	1. クレーン・デリック・揚貨装置いずれかの運転士 免許所有者2. 玉掛け又は床上操作式クレーン技能講習修了者	10	3	10	6	
	(北分女教界 322 号)		55, 000	16H に該当しない方(ただし、満 18 歳以上の方)			13	7	
技能	不整地運搬車運転技能講習 (北労安教第 324 号)	R8. 3. 11∼12	44, 000	 大特免許所有者 車両系建設機械(整地等)(解体用)運転技能講習修 了者 普通・中型・大型免許を有し、小型車両系または 小型不整地運搬車のいずれかの特別教育修了後、3 ヶ月以上の実務経験者 (注 事業主証明と特別教育修了証及び使用機械の 特定自主検査記録表が必要) 	10	2	7	4	
講習	フォークリフト運転技能講習 (北労安教第 325 号)	R7. 12. 3~4 R8. 3. 2~3	25, 000	 大特(限定無し)免許所有者 普通・中型・大型・大特(限定付)の免許を有し、 1t 未満のフォークリフトの特別教育修了後、3ヶ 月以上の実務経験者(注 事業主証明と特別教育修 了証及び使用機械の特定自主検査記録表が必要) 	10	2	7	4	株 PCT
		R7. 12. 3~6 R8. 4. 22~25	56, 000	普通・中型・大型・大特(限定付)免許所有者	10	4	7	24	北海道
	高所作業車運転技能講習 (北労安教第 347 号)	R8. 3. 9~10	46, 000	1. 小型移動式クレーン運転技能講習修了者 2. 移動式クレーン運転士免許所有者	10	2	6	6	北海道教習所
			48, 000	 普通・中型・大型・大特(限定無し)免許所有者 車両系(整地等)(解体用)(基礎)・不整地・フォークリフト・ショベルローダー等のいずれかの運転技能講習修了者 建設機械施工技士第1~6種取得者 			8	6	771
	ガス溶接技能講習 (北労安教第 355 号)	R8. 2. 19~20	23, 000	受講資格制限なし(ただし、満 18 歳以上の方)	10	2	8	5	
	玉掛け安全衛生教育	R7. 11. 29	14, 000	玉掛け技能講習修了後 5 年経過者	20	1	5	_	
 	車両系建設機械安全衛生教育	R7. 11. 27	14, 000	車両系建設機械(整地等)運転技能講習修了後 5 年経過者	20	1	6	_	
安全衛生教育	刈払い機取扱従事者 安全衛生教育	R7. 11. 26 R8. 2. 21	15, 000	刈払機取扱作業に従事される方(ただし、満 18 歳以上 の方)	20	1	5	1	
育	振動工具の取扱業務安全教育 (チェーンソーを除く)	R8. 2. 18	13, 000	削岩機、ピックハンマー、コンクリートブレーカ、ランマー、カッター等の取扱作業に従事される方(ただし、満 18 歳以上の方)	20	1	4	_	
	職長・安全衛生責任者教育	R8. 2. 16~17	25, 000	建設業において新たに職務につく職長等になった方 安全衛生責任者	20	2	14	_	

区	禁型名	講習日	受講料 円 (テキスト・税込)	受講資格	定員	日数	講習時間 h		委託
分							学科	実技	教習 機関
	フルハーネス型墜落制止用器具 特別教育	R8. 2. 12	15, 000	受講資格制限なし(ただし、満 18 歳以上の方)	13	1	4	2	(14)
特別教育	小型車両系建設機械(整地等) 特別教育	R7. 12. 1∼2	20, 000	機体質量 3t 未満の車両系建設機械(整地等)の運転操作に従事される方(ただし、満 18 歳以上の方)	13	2	7	6	株 PCT北
	テールゲートリフターの操作の 業務に係る特別教育	R8. 2. 13	18, 000	受講資格制限なし(ただし、満 18 歳以上の方)	20	1	4	2	T北海道教習所
専門教育	保護具着用管理責任者講習	R7. 11. 28	21, 000	受講資格制限なし(ただし、満 18 歳以上の方)	20	1	5	1	所
技	地山掘削及び土止め支保工 作業主任者技能講習 (北労安教第 431 号)	R8. 2. 5∼7	30, 000	1.満21歳以上で地山の掘削、土止め支保工作業3年以上経験者2.大学、高専、高校の土木、建築、又は農業土木学科卒業者で、その後2年以上経験者(注 卒業証明又は卒業証書の写しを添付)	10	3	17	_	
能講	足場組立等作業主任者 技能講習 (北労安教第 451 号)	R8. 3. 20∼21	23, 000	1.満21歳以上で、足場の組立、解体、変更作業3年以上経験者 (注 事業者経験証明必要) 2.大学、高専、高校の土木、建築、又は造船学科卒業者で、その後2年以上経験者 (注 卒業証明又は卒業証書の写しを添付)	10	2	13	_	
習	はい作業主任者技能講習 (北労安教第 436 号)	R8. 3. 23∼24	23, 000	満 21 歳以上で、はい付け、はいくずし作業 3 年以上	10	2	12	_	
	玉掛け安全衛生教育	R8. 3. 16	13, 000	玉掛け技能講習修了後 5 年経過者	20	1	5	_	キャタピラー教習所㈱サ
安全衛生教育	車両系(整地等)安全衛生教育	R8. 3. 17	13, 000	車両系建設機械(整地等)運転技能講習修了後5年経過者	20	1	6	_	
生 教育 	フォークリフト安全衛生教育	R8. 3. 18	13, 000	フォークリフト運転技能講習修了後5年経過者	20	1	6	_	教習所㈱北海道教習センタ
	職長安全衛生責任者能力向上教育	R8. 3. 25	13, 000	概ね5年以上の職長経験者	20	1	6	_	ンター
	伐木等(チェーンソー)取扱 特別教育	R7. 11. 17∼19	32, 000	伐木業務・かかり木処理業務に従事する方	13	3	9	9	
特別教育	低圧電気取扱従事者特別教育	R8. 2. 3~4	23, 000	直流 750V・交流 600V 以下の充電電路の敷設・修理・ 清掃・塗装の業務	13	2	7	7	
	足場組立解体特別教育	R8. 3. 19	13, 000	満 18 歳以上、足場組立等作業未経験者	13	1	6	_	

作業免許の講習終了日をご確認下さい!!

安全衛生教育(再教育)は、玉掛け、車両系建設機械、フォークリフト、職長等の技能講習・安全衛生講習修了後<u>5年毎</u>に受講しなければなりません。現在所有している作業免許で従事されている方は、再度講習修了日を確認し、該当する場合は安全衛生教育の受講をお勧めします。この他、刈払い機等の安全教育や小型車両系等の特別教育も、作業に従事する場合は必要となりますのでご確認ください。 国が定める労働安全衛生法を遵守し安全作業・事故防止に努めましょう。

人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)を申請する場合

助成金の手続きにつきましては、従来通り教習機関で対応いたしますのでお問い合わせ下さい。 (詳しいことは、北海道労働局又はハローワークにお問い合わせ下さい。 ※厚生労働省のHPでも確認できます。)